

議案目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 63 号	平成24年度盛岡市一般会計補正予算（第1号）	1
議案第 64 号	平成24年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第1号）	5
議案第 65 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	8
議案第 66 号	盛岡市下水道条例及び盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	10
議案第 67 号	盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について	11
議案第 68 号	友好都市の提携について	13
議案第 69 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について	14
議案第 70 号	損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて	16
議案第 71 号	財産の取得について	17
議案第 72 号	財産の取得について	19
議案第 73 号	財産の取得について	20
議案第 74 号	財産の取得について	21
議案第 75 号	財産の取得について	22
議案第 76 号	岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の協議について	23
議案第 77 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることがありますについて	別紙
議案第 78 号	専決処分につき承認を求めることがありますについて	24
議案第 79 号	専決処分につき承認を求めることがありますについて	34
議案第 80 号	専決処分につき承認を求めることがありますについて	36

議案第 63 号

平成24年度盛岡市一般会計補正予算（第1号）

平成24年度盛岡市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 911,846千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 105,363,846千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年 6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
15 国庫支出金		16,958,288	8,680	16,966,968
	3 委託金	80,085	8,680	88,765
16 県支出金		5,831,109	621,805	6,452,914
	2 県補助金	2,990,355	620,844	3,611,199
	3 委託金	476,932	961	477,893
17 財産収入		298,906	3,333	302,239
	1 財産運用収入	129,160	3,333	132,493
19 繰入金		1,769,389	272,228	2,041,617
	2 基金繰入金	1,758,069	272,228	2,030,297
21 諸収入		1,708,103	5,800	1,713,903
	5 雜入	973,329	5,800	979,129
歳 入	合 計	104,452,000	911,846	105,363,846

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		10,961,254	258,530	11,219,784
	1 総務管理費	9,173,662	258,530	9,432,192
3 民生費		37,351,561	42,892	37,394,453
	1 社会福祉費	14,602,300	42,892	14,645,192
4 衛生費		8,883,545	8,638	8,892,183
	2 清掃費	3,700,069	8,638	3,708,707
5 労働費		891,711	351,098	1,242,809
	1 労働諸費	891,711	351,098	1,242,809
6 農林費		2,608,289	5,908	2,614,197
	1 農業費	2,264,005	5,908	2,269,913
7 商工費		1,682,166	12,724	1,694,890
	1 商工費	1,682,166	12,724	1,694,890
8 土木費		15,315,911	166,698	15,482,609
	4 都市計画費	10,014,386	16,698	10,031,084
	5 住宅費	775,077	150,000	925,077
9 消防費		3,724,434	15,519	3,739,953
	1 消防費	3,724,434	15,519	3,739,953
10 教育費		7,323,578	49,839	7,373,417
	1 教育総務費	758,952	1,001	759,953

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
	2 小学校費	2,476,569	26,772	2,503,341
	3 中学校費	896,358	13,386	909,744
	6 社会教育費	1,898,767	8,680	1,907,447
歳 出	合 計	104,452,000	911,846	105,363,846

議案第 64 号

平成24年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第1号）

平成24年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,750千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 557,286千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年 6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 450,279	千円 5,908	千円 456,187
	1 一般会計繰入金	450,279	5,908	456,187
5 諸収入		1	30,842	30,843
	3 雜入	0	30,842	30,842
歳 入	合 計	520,536	36,750	557,286

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農業集落排水事業費		188	36,750	36,938
	1 農業集落排水整備費	188	36,750	36,938
歳 出 合 計		520,536	36,750	557,286

議案第 65 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

盛岡市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年 6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項ただし書中「，寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第36条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る個人の市民税に関する特例）

第36条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第22条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第22条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第23条第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第24条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第22条、附則第22条の2、附則第23条又は附則第24条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようと

する旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第37条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「につき震災特例法」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附則に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る保険税に関する特例）

⁴⁰ 第39条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第26条（附則第27条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第26条中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第38条第1項ただし書の改正規定及び次項の規定は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市市税条例第38条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の盛岡市市税条例附則第37条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、年金所得者の申告手続を簡素化するほか、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例及び住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を設けようとするものである。

議案第 66 号

盛岡市下水道条例及び盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について
盛岡市下水道条例及び盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年 6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市下水道条例及び盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

(盛岡市下水道条例の一部改正)

第1条 盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第1号中「若しくは外国人登録済証明書」を削る。

(盛岡市手数料条例の一部改正)

第2条 盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表45の2の項を削る。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

提案理由

外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止に伴う規定の整備をしようとするものである。

議案第 67 号

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について

盛岡市印鑑条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年 6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例

盛岡市印鑑条例（昭和45年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「者又は外国人登録法（昭和27年法律第 125号）の規定により外国人登録原票に登録されている者（これらの者で、」を「者（」に、「もの」を「者」に改める。

第4条第4項第1号中「外国人登録証明書」を「在留カード、特別永住者証明書」に改める。

第5条第2項第4号中「氏名」の次に「（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）にあつては、住民票に記載されている通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第 292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）及び住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記（以下「片仮名表記」という。）を含む。）」を加える。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 住民票に記載されている氏名、氏、名又は氏及び名の一部を組み合わせたもので表されていない印鑑（外国人住民にあつては、通称、通称の一部若しくは通称の一部を組み合わせたもの又は片仮名表記、片仮名表記の一部若しくは片仮名表記の一部を組み合わせたもので表されている印鑑を除く。）であるとき。

第11条中「又は外国人登録原票に記載又は登録された」を「に記載された」に改め、「氏名」の次に「、通称、片仮名表記」を加える。

第12条第2項第5号中「又は外国人登録原票」を削り、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 外国人住民である登録者が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年 7月 9日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の盛岡市印鑑条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る印鑑の登録について適用し、この条例の施行の際現に改正前の盛岡市印鑑条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされている申請に係る印鑑の登

録については、なお従前の例による。

- 3 施行日において旧条例第6条第1項第1号の規定により名を漢字、平仮名又は片仮名に換えたもので表されている印鑑の登録を受けている者が施行日以後に新条例第10条の規定による申請と同時に同一の印鑑の登録を受けようとする場合は、新条例第6条第1項第1号の規定にかかわらず、引き続き名を漢字、平仮名又は片仮名に換えたもので表されている印鑑の登録を受けることができる。
- 4 施行日前に旧条例の規定により登録を受けた印鑑は、新条例の相当規定によって登録を受けたものとみなす。
(職権による登載事項の修正等)
- 5 施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって施行日においてもなお当該印鑑の登録を受けることができる者に係る氏名等の印鑑登録票の登載事項について、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第4条の規定による外国人住民に係る住民票の作成に伴う変更が生じたときは、市長は、施行日において職権で当該事項を修正するものとする。
- 6 施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人又は登録の申請をしている外国人であつて、施行日において新条例第12条第2項第3号に該当することにより当該印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録又は登録の申請については、市長は、施行日において職権で消除し、又は受理しないものとする。この場合において、市長は、当該登録を消除された者又は当該申請を受理されなかった者にその旨を通知するものとする。

提案理由

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止に伴い、住民票に記載されている外国人住民の通称又は氏名の片仮名表記で表された印鑑の登録について定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 68 号

友好都市の提携について

盛岡市は、沖縄県うるま市と産業、教育文化、スポーツ等の交流が促進されることにより、市民相互の理解と友情が深められ、両市の友好が図られることを確信してうるま市と友好都市の提携を行うものとする。

平成24年 6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

「どんと晴れ」のテレビ放映を契機に交流が深まっている沖縄県うるま市と友好都市の提携を行おうとするものである。

議案第 69 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

平成24年 6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

(1) 住所

氏名

(2) 住所

氏名

(3) 住所

氏名

(4) 住所

氏名

(5) 住所

氏名

2 調停申立ての趣旨

(1)

|滞納家賃及びこれに係る督促手数

料の支払を求めるものである。

(2)

|滞納家賃及びこれに係る督促手数料の

支払を求めるものである。

(3)

|滞納家賃及びこれに係る督促手数

料の支払を求めるものである。

(4)

|滞納家賃及びこれに係る督促手数

料の支払を求めるものである。

(5)

|滞納家賃及びこれに係る督促手数

料の支払を求めるものである。

3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、

市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 70 号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償請求に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定める。

平成24年 6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 和解及び損害賠償の相手方 住所 盛岡市上田一丁目4番1号
氏名 岩手県 代表者 岩手県立中央病院長 望 月 泉

2 和解の内容

損害賠償の額を3のとおり定め、当事者は、このほかに債権債務がないことを確認した。

3 損害賠償の額 金 7,796,848円也

4 損害賠償の原因

平成24年2月1日水系切替作業により上田地域を中心に発生した水道にごり事故において、岩手県立中央病院に赤水が混入し、院内の各種設備や医療機器等に損害を与えたことによる。

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第48号）第7条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 71 号

財産の取得について

次のとおり土地を取得するものとする。

平成24年6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する土地

土 地 の 所 在 地	種 別	数 量	取得予定価格
盛岡市上田字上堤頭30番1ほか5筆	雑種地	5,779.50m ²	227,523,304円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市内丸12番2号

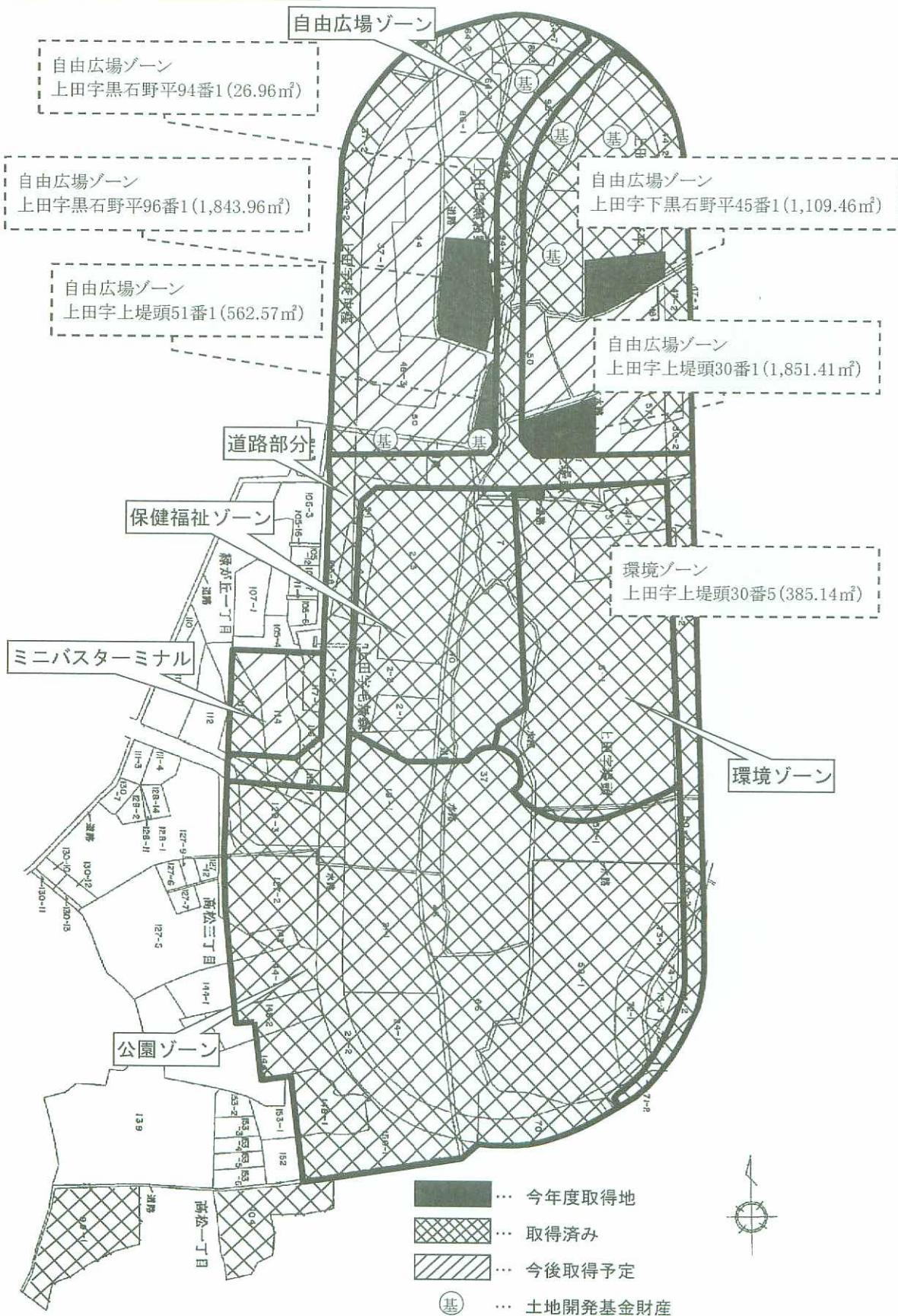
盛岡地区広域土地開発公社

4 見 取 図 別添による。

提案理由

公共用地とするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

旧盛岡競馬場跡地整備事業に係る
平成24年度取得予定地



議案第 72 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成24年6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	取得予定価格
車両	消防ポンプ自動車	2台	32,130,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市上堂三丁目6番33号

株式会社ダイトク 代表取締役社長 藤 村 均

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 73 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成24年 6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	取得予定価格
諸 機 械 類	自走式攪拌機械	1 台	21,000,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市津志田町二丁目1番11号

株式会社みちのくボタ 代表取締役 高 橋 豊

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 74 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成24年6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	取得予定価格
車両	小型ロータリー除雪車	2台	32,550,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 兵庫県加古川市平岡町土山 509番地の1

株式会社KCMJ 代表取締役 花 房 新一郎

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 75 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成24年 6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	取得予定価格
車両	ロータリー除雪車	1台	22,764,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 青森県青森市新田三丁目11番8号

株式会社青工 代表取締役 下 池 重 義

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 76 号

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の協議について

岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岩手県指令市町村第 887号）を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 291条の3第3項の規定により協議するものとする。

平成24年6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岩手県指令市町村第 887号）の一部を次のように変更する。

別表第2備考2中「及び外国人登録原票に基づく人口」を削り、同表備考3中「及び外国人登録原票」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この規約は、平成24年7月9日から施行する。

提案理由

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 291条の11の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 78 号

専決処分につき承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年 6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成23年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

平成23年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）

平成23年度盛岡市の国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,211千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,149,762千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 国庫支出金		6,381,059	72,211	6,453,270
	1 国庫負担金	4,646,993	72,211	4,719,204
歳 入	合 計	26,077,551	72,211	26,149,762

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 保険給付費		18, 061, 867	72, 211	18, 134, 078
	1 療養諸費	16, 127, 284	72, 211	16, 199, 495
歳 出 合 計		26, 077, 551	72, 211	26, 149, 762

国 峴 入 歳 峴 出 康 補 保 正 予 算 険 費 事 項 特 別 別 明 会 細 計 書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金	千円 6,381,059	千円 72,211	千円 6,453,270
歳 入 合 計	26,077,551	72,211	26,149,762

(歳 出)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 保険給付費	18,061,867	72,211	18,134,078
歳 出 合 計	26,077,551	72,211	26,149,762

補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
特	定	財	源	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
千円	千円	千円		千円
0	0	0		72,211
0	0	0		72,211

2 歳 入

3款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 療養給付費等負担金	4,506,764	72,211	4,578,975
計	4,646,993	72,211	4,719,204

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	千円 72,211	療養給付費負担金 千円 72,211

3 歳 出

2款 保険給付費

1項 療養諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源		その他の			
				国県支出金	地 方 債				
1 一般被保険者療養給付費	千円 14,628,946	千円 72,211	千円 14,701,157	千円	千円	千円	千円	千円 72,211	
計	16,127,284	72,211	16,199,495	0	0	0	0	72,211	

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助 及び交付金	千円 72,211	○健康保険課に係る経費 001 一般被保険者療養給付費 01 一般被保険者療養給付費

議案第 79 号

専決処分につき承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年 6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第39条を附則第40条とし、附則第38条の次に次の 1 条を加える。

（平成24年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第39条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成24年 3月31日において現に支給されているものについては、同年 4 月分以降、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を 240 で除し、これに当該通算退職年金に係る在職期間の月数を乗じて得た額に改定する。

- (1) 73万 2,720円に国民年金法（昭和34年法律第 141号）第27条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）
 - (2) 通算退職年金の仮定給料月額（附則第20条第 1 項第 2 号に規定する通算退職年金の仮定給料月額に附則別表第16の左欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額をいう。）の 1,000 分の 9.5 に相当する額に 240 を乗じて得た額
- 2 前項の場合において、その者に係る同項第 2 号の規定による額が、附則第29条第 1 項第 2 号の規定により得た額に 0.983 を乗じて得た額より少ないとときは、前項第 2 号の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同条第 1 項第 2 号の規定により得た額に 0.983 を乗じて得た額とする。
- 3 前 2 項の規定により算定された通算退職年金が前条の規定により得た額に 0.997 を乗じて得た額より少ないとときは、当該通算退職年金は、同条の規定により得た額に 0.997 を乗じて得た額とする。

4 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で平成24年3月31日において現に支給されているものについては、同年4月分以降、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前3項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の100分の50に相当する額に改定する。

附則に次の1表を加える。

附則別表第16（附則第39条関係）

昭和5年4月1日以前に生まれた者	1.200
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1.210
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1.236
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1.242
昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1.242
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1.247
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1.257
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1.268
昭和13年4月2日以後に生まれた者	1.272

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 80 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同法第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年 6月19日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 4月 1 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第46条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

附則第7条の2の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）

第7条の2の2 法附則第15条第2項第6号に規定する割合は、4分の3とする。

附則第7条の4中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改める。

附則第7条の5中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第8条の見出し中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第8条の2の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成22年度分又は平成23年度分」を「平成25年度分又は平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地」を「平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第9条の前の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第2項中「住宅用地又は」を削り、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、

同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第10条中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改める。

附則第11条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改める。

附則第15条第1項中「から第6項」を「から第5項」に、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第15条の3中「，第22項，第23項，第25項，第27項，第29項，第30項若しくは第32項」を「，第18項，第19項，第21項，第23項，第25項，第26項，第28項若しくは第36項」に改める。

附則第16条の見出し中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条中「次条の」を「次条及び附則第17条の2第3項の」に、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項に、附則第17条の2第1項及び第3項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を「附則第18条第6項に」に改め、「第4項及び第5項」を「第3項及び第4項」に、「から第5項まで」を「及び第4項並びに附則第18条」に、「附則第18条第2項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第17条の前の見出し及び同条中「平成21度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改める。

附則第17条の2第1項中「住宅用地又は」を削り、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、「，住宅用地にあつては10分の8，商業地等にあつては」を削り、同条第2項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第17条の3中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改める。

附則第18条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改める。

附則第35条の次に次の1条を加える。

第35条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保有、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第37条中「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の2の2の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 改正前の盛岡市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第9条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第9条	前項	附則第9条第1項
----------	----	----------

第2項	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第9条 第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
第1項	附則第9条第1項	

4 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第13条	又は前条	若しくは前条又は盛岡市市税条例の一部を改正する条例（平成24年条例第22号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の盛岡市市税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第9条第2項若しくは第4項
	又は第11条の規定	若しくは第11条又は平成24年改正条例附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第9条第2項若しくは第4項の規定
附則第15条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第9条第2項若しくは第4項

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第17条の2第1項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第3項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第17条 の2第1項	前条	附則第17条
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
旧条例附則第17条 の2第3項	10分の8	10分の9
	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	前条	附則第17条

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条	及び附則第17条の2第3項	及び附則第17条の2第3項並びに平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第17条の2第3項
	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第17条の2第1項及び第3項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に
	及び第4項並びに附則第18条	及び第4項並びに附則第18条並びに平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第17条の2第3項

議案第 77 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）
第6条第3項の規定により意見を求める。

平成24年 6月19日提出

盛岡市長 谷 藤 榮 明

齋 藤 偉 史

福 本 章 子

米 田 ハツエ

村 井 三 郎

川 村 光

千 葉 史 夫

吉 田 妙 子

熊 谷 セツ子

福 垣 キツ子

追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案	件)	(頁)
議案第 81 号	平成24年度盛岡市一般会計補正予算（第2号）	1
議案第 82 号	盛岡市体育館条例の一部を改正する条例について	4
議案第 83 号	有機物資源活用施設整備（建築主体）工事その3に係る請負契約の締結について	6

議案第 81 号

平成24年度盛岡市一般会計補正予算（第2号）

平成24年度盛岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 105,414,846千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年7月2日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
19 繰入金		2,041,617	51,000	2,092,617
	2 基金繰入金	2,030,297	51,000	2,081,297
歳 入	合 計	105,363,846	51,000	105,414,846

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 商工費		1,694,890	51,000	1,745,890
	1 商工費	1,694,890	51,000	1,745,890
歳 出	合 計	105,363,846	51,000	105,414,846

議案第 82 号

盛岡市体育館条例の一部を改正する条例について

盛岡市体育館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年 7月 2日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市体育館条例の一部を改正する条例

盛岡市体育館条例（平成4年条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表第1号アの表備考5中「においては、使用時間1時間までごとに500円を暖房料として徴収する」を「の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める暖房設備の使用料の額を加算した額とする」に改める。

別表第3号を次のように改める。

(3) 盛岡市好摩体育館

ア 貸切使用の場合の使用料

区分			1時間までごとに	1日までごとに
アリーナ	料金を徴収しない場合	アマチュア競技	一般	840円
		に使用する場合	高等学校生徒以下の者	420円
		その他の催しに使用する場合		1,040円
	料金を徴収する場合	アマチュア競技	一般	2,080円
		に使用する場合	高等学校生徒以下の者	1,040円
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	4,200円
			営利を目的とする場合	8,400円
柔道場	アマチュア競技に使用する場合	アマチュア競技に使用する	一般	160円
			高等学校生徒以下の者	80円
	その他の催しに使用する場合			240円
				1,530円

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用するときの使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。

4 照明設備若しくは暖房設備を使用し、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。

イ アリーナの一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては100円、高等学校生徒以下の者にあっては50円

附 則

- 1 この条例は、平成24年7月24日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

好摩体育館の改築に伴い、使用料を改定するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 83 号

有機物資源活用施設整備（建築主体）工事その3に係る請負契約の締結について

有機物資源活用施設整備（建築主体）工事その3について次により請負契約を締結するものとする。

平成24年7月2日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1 契約工事の名称 | 有機物資源活用施設整備（建築主体）工事その3 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金 198,450,000円也 |
| 4 契約の相手方 | 菱和建設株式会社 代表取締役 及川 力 |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。